

鳥取県に申請する場合※の 建築基準法・建築物省エネ法関係 手数料改定のお知らせ

※申請建設地が、郡部及び境港市の一部の建築物 等

令和7年4月1日に鳥取県東部建築住宅事務所、中部総合事務所及び西部総合事務所 建築住宅課に申請する場合の手数料を改定しました。

改正理由は、法改正に伴う省エネの適合性判定に要する審査時間の増加や物価上昇等によるものですので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

改定日

令和7年4月1日以降の申請受付分から適用

改定手数料

建築基準法に係る以下の手数料 ※区分新設含む

確認申請手数料(建築物・工作物・昇降機)
計画変更手数料(建築物・工作物・昇降機)
中間検査手数料(建築物)
完了検査手数料(建築物・工作物・昇降機)

建築省エネ法に係る以下の手数料 ※区分新設含む

省エネ適合性判定手数料(変更含む)
軽微な変更証明書交付申請手数料
省エネ向上計画認定手数料

新設手数料

建築基準法に係る以下の手数料

道路位置指定申請手数料
建築計画概要書等の写しの交付手数料
計画通知申請手数料

その他変更点

手数料の**減免対象の見直し**

公営住宅に係る確認申請等の手数料の減免の廃止
国や地方公共団体(県を除く)の許認可等の手数料の免除の廃止

※金額については裏面をご覧ください。(紙面の関係で抜粋して掲載しています)

※市や民間確認検査機関の改定については、それぞれの窓口にお問合せください。

建築基準法関係

1. 建築物の確認申請手数料

床面積の合計(㎡)	現行
~30㎡以内	5,000
30~100	9,000
100~200	14,000
200~500	19,000
500~1000	34,000
1000~2000	48,000
2000~10000	140,000
10000~50000	240,000
50000㎡超	460,000



床面積の合計(㎡)	改正		
	省エネ審査含まず	一戸建住宅で省エネ仕様基準の審査を含む	その他の住宅で省エネ仕様基準の審査を含む
~30㎡以内	9,000	22,000	34,000
30~100	19,000	32,000	43,000
100~200	28,000	41,000	52,000
200~300	34,000	48,000	58,000
300~1000	63,000	77,000	101,000
1000~2000	111,000	126,000	150,000
2000~10000	205,000	220,000	284,000
10000~50000	368,000	382,000	447,000
50000㎡超	694,000	708,000	852,000

2. 建築物の検査手数料

床面積の合計(㎡)	現行		
	完了検査(中間なし)	完了検査(中間あり)	中間検査
~30㎡以内	10,000	9,000	9,000
30~100	12,000	11,000	11,000
100~200	16,000	15,000	15,000
200~500	22,000	21,000	20,000
500~1000	36,000	35,000	33,000
1000~2000	50,000	47,000	45,000
2000~10000	120,000	110,000	100,000
10000~50000	190,000	180,000	160,000
50000㎡超	380,000	370,000	330,000



床面積の合計(㎡)	改正		
	完了検査(中間なし)	完了検査(中間あり)	中間検査
~30㎡以内	26,000	24,000	14,000
30~100	31,000	28,000	16,000
100~200	41,000	38,000	20,000
200~300	51,000	47,000	22,000
300~1000	65,000	61,000	35,000
1000~2000	87,000	83,000	51,000
2000~10000	218,000	214,000	105,000
10000~50000	416,000	412,000	168,000
50000㎡超	706,000	702,000	344,000

3. 建築物以外の手数料

	現行		
	確認申請	変更	完了検査
建築設備	9,000	5,000	13,000
工作物	8,000	4,000	9,000



	改正		
	確認申請	変更	完了検査
	24,000	11,000	38,000
	18,000	8,000	30,000

4. 新設する手数料

道路位置指定申請手数料	66,000
建築計画概要書等の写しの交付手数料	650
計画通知申請手数料 ※	確認申請・中間検査・完了検査手数料と同じ金額

※計画通知は民間確認検査機関への申請が可能です

建築物省エネ法関係

1. 省エネ適合性判定申請手数料

- ・省エネ適合性判定は1の建築物毎に評価するため、複合建築物の場合、それぞれの用途の面積により以下の(1)から(3)までに掲げる区分に応じた額を合計した額の手数料が申請時に必要です。
- ・敷地内に複数棟ある場合は、それぞれの棟毎に申請が必要です。
- ・増改築の場合は、増改築の部分の床面積で手数料は算定します。
- ・計画変更及び軽微な変更証明書申請手数料は変更面積に応じ算定した面積区分の額です。
- ・計算法の下の()内の評価方法は、条例内の名称です。

(1)住宅の場合【新設】

床面積の合計(㎡)		標準計算法 (標準評価法)	仕様・計算併用 (併用評価法)	仕様基準※1 (簡易評価法)
一戸建て住宅	200㎡未満	36,000	27,000	18,000
	200㎡以上	40,000	29,000	20,000
上記以外の住宅※2	300㎡未満	72,000	53,000	34,000
	300~2000	121,000	90,000	60,000
	2000~5000	205,000	156,000	108,000
	5000㎡以上	294,000	228,000	163,000

※1 仕様基準については、基本は建築確認申請時に併せて審査しますが、複合建築物の場合は省エネ適合性判定申請が必要です。また、適合性判定通知の交付後に標準計算法等から仕様基準へ評価方法を変更し省エネ基準に適合させる計画に変更をする場合は、省エネ適合性判定を任意申請することが可能です。

※2 「上記以外の住宅」の例：共同住宅、長屋、寄宿舎等

(2)非住宅(工場等以外)の場合

床面積の合計 (㎡)	現行		改正	
	モデル建物法 (簡易評価法)	標準入力法 (標準評価法)	モデル建物法 (簡易評価法)	標準入力法 (標準評価法)
~300㎡未満	82,000	214,000	91,000	238,000
300~1000	104,000	268,000	116,000	298,000
1000~2000	137,000	346,000	153,000	385,000
2000~5000	222,000	493,000	247,000	550,000
5000~10000	290,000	608,000	323,000	678,000
10000~25000	348,000	718,000	388,000	801,000
25000㎡以上	409,000	820,000	455,000	914,000

(3)非住宅(工場)の場合

床面積の合計 (㎡)	現行		改正	
	モデル建物法 (簡易評価法)	標準入力法 (標準評価法)	モデル建物法 (簡易評価法)	標準入力法 (標準評価法)
~300㎡未満	18,000	21,000	20,000	24,000
300~1000	25,000	29,000	28,000	32,000
1000~2000	35,000	40,000	39,000	45,000
2000~5000	89,000	96,000	99,000	107,000
5000~10000	134,000	141,000	150,000	158,000
10000~25000	167,000	175,000	186,000	195,000
25000㎡以上	207,000	216,000	231,000	241,000

2. 省エネ計画向上認定手数料 ※一戸建て住宅で「適合証あり」の場合のみ記載

床面積の合計(㎡)		現行 (適合証ありの場合)	改正
一戸建て住宅	200㎡未満	4,000	5,000

※全体的に引き上げになりますので、詳細は窓口にご確認ください。

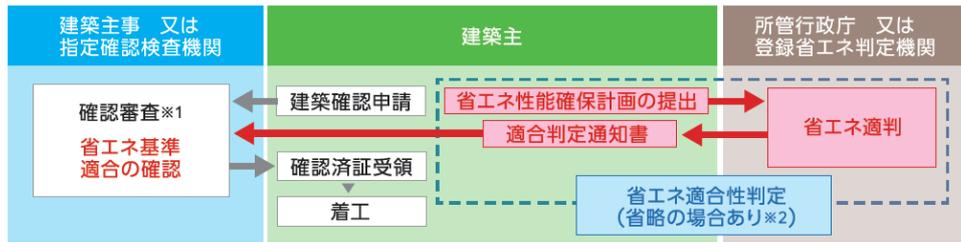
1 原則※ 全ての新築住宅・非住宅に省エネ基準適合が義務付けられます

	非住宅	住宅		非住宅	住宅
〈現行〉			→		
大規模 (2000㎡以上)	適合義務 (2017.4~)	届出義務		適合義務 (2017.4~)	適合義務
中規模	適合義務 (2021.4~)	届出義務		適合義務 (2021.4~)	適合義務
小規模 (300㎡未満)	説明義務	説明義務		適合義務	適合義務

※エネルギー消費性能に及ぼす影響が少ないものとして政令で定める規模(10㎡を想定)以下のもの及び、現行制度で適用除外とされている建築物は、適合義務の対象から除く

2 建築確認手続きの中で省エネ基準への適合性審査を行います

- 省エネ基準へ適合しない場合や、必要な手続き・書面の整備等を怠った場合は、確認済証や検査済証が発行されず、着工・使用開始が遅延する恐れがあります。
- 新たに義務化対象となる建築物については、現行省エネ基準(気候風土適応住宅についての合理化措置を含む)が適用されます。



※1 完了検査時においても省エネ基準適合の検査が行われます。
 ※2 仕様基準を用いるなど審査が比較的容易な場合は、適合性判定は省略されます。

問合せ先等

県の手数料改正について

担当部署名	電話番号
鳥取県 生活環境部 ぐらしの安心局 住宅政策課	0857-26-7391

地方機関窓口

建設地の所在地	担当部署名	電話番号
岩美郡 八頭郡	鳥取県 東部建築住宅事務所	0857-20-3648
東伯郡	鳥取県 中部総合事務所 建築住宅課	0858-23-3235
西伯郡 日野郡 境港市(一部建築物)	鳥取県 西部総合事務所 建築住宅課	0859-31-9752

※建築確認申請等は民間確認検査機関、省エネ適合性判定申請は民間省エネ判定機関に申請することが可能です。